

教職員と生徒及び保護者との連絡手段に関わる規程

第1条 目的

この規程は、北海道虻田高等学校(以下、本校)教職員が、本校の生徒・保護者から、電話番号・携帯電話番号や電子メールアドレス等(以下、電話番号等)の個人情報入手する際に、その利用や管理に関して、厳正な取扱いを行うために設けるものである。

第2条 電話番号等の取得

本校の校務を遂行するに当たり、次の場合に限り生徒・保護者から電話番号等の取得を認める。ただし、生徒・保護者の同意を得た者に限る。

- (1) ホームルームの運営に関わること
- (2) 部・局・同好会の運営に関わること
- (3) その他、校長が認めた校務に関わること

第3条 電話番号等の提供

本校の校務を遂行するに当たり、次の場合に限り生徒・保護者への電話番号等の提供を認める。

- (1) ホームルームの運営に関わること
- (2) 部・局・同好会の運営に関わること
- (3) その他、校長が認めた校務に関わること

第4条 電話番号等の利用

- (1) 電話番号等の利用に当たり、該当職員は利用目的を示し、別紙「教職員と生徒及び保護者との連絡手段に関わる個人情報利用許可簿」に必要事項を記載し、校長に許可を得ること。
- (2) 取得した電話番号等の利用(電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等)が認められるのは第2条及び第3条のみであり、教職員が私的に利用することはできない。

第5条 電話番号等の管理

取得した電話番号等は厳正に管理し、利用目的の終了とともにただちに破棄する。

附則

- (1) この規程は、関係法規・規程が改正されたときは速やかに準拠し変更する。
- (2) この規程は、急速な技術進歩の発展、情報の多様化を鑑み、必要に応じて見直しを行う。